

地方議会議員年金制度に関する研究会報告書

平成 2 1 年 2 月

地方議会議員年金制度に関する研究会

目 次

	頁
はじめに	1
第 1 地方議会議員の年金制度の性格	2
第 2 地方議会議員の年金制度の概要と沿革	2
1 制度の概要	2
(1) 地方議会議員共済会	2
(2) 共済会の業務	2
(3) 共済会の給付	2
(4) 共済給付金の概要	3
(5) 年金額の改定	6
(6) 費用の負担	6
(7) 財政再計算	7
2 制度の沿革	7
第 3 共済会の議員年金財政の現状	12
1 共済会の議員年金財政の状況	12
(1) 単年度収支	12
(2) 成熟度	12
(3) 積立金	13
2 議員年金財政の悪化要因	13
第 4 共済会の議員年金財政の長期的安定のための対応策	14
1 収入面から取りうる対応策	15
(1) 掛金率の見直し	15
(2) 特別掛金率の見直し	15
(3) 負担金率の見直し	15
(4) 市町村合併の影響に対する激変緩和措置の負担金率の見直し	16
2 給付面から取りうる対応策	17
(1) 年金給付水準の見直し	17
(2) 既裁定者の取扱い	17
(3) 退職年金受給資格の見直し	18
(4) 遺族年金の見直し	18

(5) 一時金の見直し	18
(6) 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止措置の見直し	19
(7) 退職年金の支給開始年齢の見直し	19
(8) 被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直し ..	19
3 その他の対応策	20
地方議会議員共済会の組織の統合	20
第5 その他の検討事項	20
1 旧国会議員互助年金との比較	20
2 仮に制度を廃止するとした場合の問題点	21
おわりに	22
参 考	23
附属資料	27

はじめに

地方議会議員の年金制度は、旧地方議会議員互助年金法(昭和36年法律第120号)に基づく任意加入の互助年金制度として昭和36年7月に発足し、翌37年12月に地方公務員共済組合法(現地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。))に基づく強制加入の年金制度に移行し、その後、制度の充実が図られてきた。

地方議会議員の年金制度は、議員の互助の精神に則った制度として議員及びその遺族の生活の安定を図る上で大きな役割を果たしてきた。

しかし、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会(以下「共済会」という。)の年金財政は、条例定数の削減や市町村合併の進展に伴う議員数の減少、高齢化に伴う受給期間の延びや運用利回りの低下などにより極めて厳しい状況となった。

このため、平成14年には会員負担を引上げ、給付水準を制度創設以来初めて引き下げるなどの見直しが行われた。

14年改正当時、既に市町村合併は相当強力に推進されており、市町村合併の進展に伴い共済会の年金財政状況が悪化することは予想されていたが、その時点では市町村合併の進捗についての確たる見込みを立てることが困難であったことから、市町村合併の影響への対応については改正に盛り込まれなかった。

平成18年には、その後の市町村合併の影響を見込んだ上で、会員並びに地方公共団体の負担の引上げ、既裁定者を含む給付水準の引下げ、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会(以下「市・町村議会議員共済会」という。)の財政単位の一元化などの見直しが行われた。

しかしながら、市町村合併が大規模かつ急速に進展したこと、加えて、行政改革に連動した議員定数・議員報酬の削減が積極的に行われたことにより、市・町村議会議員共済会の年金財政が予想を上回って急速に悪化し、年金等の給付に大きな支障が生じることが見込まれるに至った。

また、都道府県議会議員共済会においても、行政改革に連動して予想外の会員数の減少があったことから、財政改善のための対応策を講じる必要が生じた。

このような状況を踏まえ、共済会においては、地方議会議員年金制度における給付と負担、公費負担等の在り方等について検討するため、平成20年7月、学識経験者、共済会及び総務省の関係者を構成員とする「地方議会議員年金制度に関する研究会」を設置した。

当研究会は、5回にわたる研究会の審議及び7回にわたる幹事会での検討を経て、地方議会議員年金の制度を将来にわたって安定した確固たるものとするための対応策の方向性について取りまとめたものである。

第1 地方議会議員の年金制度の性格

地方議会議員年金制度は互助の精神に則り、退職もしくは死亡した議員又はその遺族に対し年金又は一時金を支給する制度である。

その性格は、①地方議会議員に強制適用される、②給付内容が法定されている、③給付に要する費用について地方公共団体もその一部を負担する、④雑所得として課税されるが、公的年金等控除の対象となるという点において私的契約に基づく個人年金とは異なっている。

一方で、①給付の基礎となる地方議会議員の在職期間と他の被用者年金制度の適用を受ける期間が通算されない、②他の被用者年金制度との重複適用が認められるという点において社会保障制度の一環としての公的年金制度(国民年金、厚生年金、地方公務員共済年金等)とは異なる性質を有しており、いわば「法律に基づく公的な互助年金制度」とでも位置づけられるべきものと考えられる。

第2 地方議会議員の年金制度の概要と沿革

地方議会議員の年金制度の概要と沿革は、次のとおりである。

1 制度の概要

(1) 地方議会議員共済会

共済会は、法第151条の規定により、都道府県、市(特別区を含む。)及び町村の区分に従い、それぞれの地方議会議員を構成員として組織されている。

議員は、議員の資格を取得すると同時に共済会の会員の資格を持つものである(法律による強制適用)。

(2) 共済会の業務

共済会は、会員の退職、死亡、公務傷病に関して年金又は一時金の給付を行うとともに、これら給付の財源となる掛金、特別掛金、地方公共団体の負担金の徴収、積立金の運用、その他の関係業務を行っている。

(3) 共済会の給付

共済会が行う給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金(以下「共済給付金」という。)である。

当該給付は、公務員の共済組合の給付のうち、長期給付に相当する給付である。

(4) 共済給付金の概要

ア 退職年金

(ア) 支給要件

退職年金は、地方議会議員を退職した者で次の要件を満たした場合、本人に支給される。

a 在職期間

地方議会議員としての在職期間が12年以上あること(法第161条第1項)。在職期間の計算は、都道府県、市、町村の区分毎に行う。それぞれの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間を合算するが、他の議会の議員として再就職したときは前後の在職期間は合算できない(法第159条第1項)。

ただし、市町村の廃置分合、境界変更等があった場合には、当該市町村議会議員としての在職期間は合算する。

b 年齢

65歳以上であること。

ただし、次の経過措置が設けられている。

I) 昭和61年3月31日以前の議員歴のある者…………… 55歳

II) 昭和61年4月1日～平成7年3月31日までに
新たに議員になった者…………… 60歳

III) 平成7年4月1日以降新たに議員になった者で
昭和20年4月1日以前生まれの者…………… 62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれの者… 63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日生まれの者… 64歳

(イ) 支給期間

退職年金の支給期間は、その給付事由が発生した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月までである。

(ウ) 支給額

退職年金の額は、次の算式により計算される(法第161条第2項)。
平均標準報酬年額×

$$\{35 / 150 + 0.7 / 150 \times (\text{在職年数} - 12 \text{年})\}$$

※平均標準報酬年額：退職日の属する月以前12年間の掛金の基礎となった標準報酬月額を12で除した額。ただし、平成14年4月以後の期間が12年未満の者は、平成14年4月以

後退職月までの当該在職期間の標準報酬月額総額を、当該在職月数で除した額に12を乗じた額

なお、在職期間が30年を超える時は、30年として計算する(法第161条第3項)。

ただし、次の経過措置がある。

- ・ 平成19年3月31日以前の在職期間を有する者
平均標準報酬年額×
 $\{36 / 150 + 0.72 / 150 \times (\text{在職年数} - 12 \text{年})\}$
- ・ 平成15年3月31日以前に給付事由が生じた既裁定者
平均標準報酬年額×
 $\{45 / 150 + 0.9 / 150 \times (\text{在職年数} - 12 \text{年})\}$
- ・ 平成15年4月1日以後平成19年3月31日までの間に給付事由が生じた既裁定者
平均標準報酬年額×
 $\{40.5 / 150 + 0.81 / 150 \times (\text{在職年数} - 12 \text{年})\}$

(I) 共済給付金の調整

a 退職一時金を受けた場合の調整(法第161条第4項)

過去に退職一時金の支給を受けたことのある者は、退職一時金の基礎となった在職期間の年数に応じ、一定の額を年金額から控除する。

ただし、退職一時金の基礎となった在職期間を除いてもなお退職年金の受給権が生ずるときは、当該退職一時金の基礎となった在職期間を除いて年金額を算定する。

b 被用者年金との重複期間の調整(法第161条の2)

地方議会議員は、就職と同時に共済会の会員となるが、その者が、

- I) 厚生年金保険
- II) 国家公務員共済組合
- III) 地方公務員等共済組合(団体共済に限る。)
- IV) 私立学校教職員共済
- V) 旧農林漁業団体職員共済組合
- VI) 旧船員保険

のうちいずれかの制度の適用を受ける期間(以下「重複期間」という。)を有する場合、この重複期間について、一定の率で調整する。

調整後の年金額＝退職年金額－退職年金額に重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じた金額の100分の40相当額

(平成15年3月31日以前の期間は100分の25相当額)。

(オ) 支給停止

a 若年停止(法第164条第1項)

支給要件の年齢に達しない場合、その年齢に達するまで停止される。ただし、重度障害者はこの限りでない。

b 再就職による停止(法第164条第3項)

退職年金を現に受けている者が地方議会議員として再就職したときは、再就職した月の翌月から再退職の月まで支給を停止する。

ただし、再退職後は、これまでの在職期間を通算して算定した新たな退職年金を支給する。

c 高額所得者の一部停止(法第164条の2)

退職年金額が190.4万円以上で、その者の前年における他の所得金額を合計し、690.4万円を超えるときは、その超える部分の2分の1相当額を支給を停止する。

イ 公務傷病年金(法第162条)

公務傷病年金は、地方議会議員である間に公務に基づく傷病により重度の障害となり退職した場合、又は当該公務に基づく傷病により退職後3年以内に重度の障害となった場合に支給される。

ウ 遺族年金(法第163条)

遺族年金は、地方議会議員として在職12年以上の者が死亡したとき及び退職年金又は公務傷病年金を受けている者が死亡したときに、その者の遺族に支給される。

支給額は、死亡した議員に給すべき年金額の2分の1相当額であるが、公務傷病によって死亡した者の遺族に支給する年金額は、死亡した議員の在職期間に対応する退職年金に100分の170を乗じて得た額の2分の1相当額である。

エ 退職一時金(法第161条の3)

退職一時金は、地方議会議員が在職3年以上12年未満で退職した場合に支給される。(法第161条の3第1項)

支給額は、在職期間中に納めた掛金の総額(特別掛金は含まない)に、次の区分による割合を乗じた額である。(法第161条の3第2項)

- ① 在職期間が3年以上4年以下の者…………… 100分の49

② 在職期間が４年を超え８年以下の者…………… １００分の５６

③ 在職期間が８年を超え１２年未満の者…………… １００分の６３

なお、平成１９年３月３１日以前の在職期間を有する者については、次の区分による割合を乗じた額である。

① 在職期間が３年以上４年以下の者…………… １００分の５０

② 在職期間が４年を超え８年以下の者…………… １００分の５７

③ 在職期間が８年を超え１２年未満の者…………… １００分の６４

オ 遺族一時金（法第１６３条の３）

遺族一時金は、地方議会議員が在職３年以上１２年未満で死亡したときに、その者の遺族に支給される。

支給額は、退職一時金と同一の方法で計算した額である。

(5) 年金額の改定（法第１５８条の２）

物価上昇等による年金額の改定は、政令に基づき、昭和３７年１２月１日の標準報酬月額（額は各地方公共団体により異なる。）に改定指数を乗じて得た額を仮定標準報酬月額として年金額の改定を行う。

(6) 費用の負担

ア 掛金及び特別掛金（法第１６６条）

地方議会議員は、共济会の定款（以下「定款」という。）で定めるところにより、共济給付金の費用に充てるため、共济会に掛金及び特別掛金を納めなければならない。

(ア) 毎月納付すべき掛金は、標準報酬月額に定款で定める掛金率（都道府県１００分の１３、市・町村１００分の１６）を乗じた額である。

(イ) 特別掛金は、地方議会議員の期末手当の額（地方自治法第２０３条第３項）に定款で定められた率（都道府県１００分の２、市・町村１００分の７．５）を乗じた額である。

イ 地方公共団体の負担金（法第１６７条）

共济給付金に要する費用は、議員の掛金及び特別掛金を充てるほか、地方公共団体が負担するとされており、地方公共団体が負担すべき金額は、共济会の収支の状況を勘案して総務省令で定めることとされている。

地方公共団体が負担すべき金額は、標準報酬月額に負担率（都道府県

100分の10、市・町村100分の12)を乗じた額である。

ウ 市町村合併の影響に対する激変緩和措置の負担金率

平成19年度から平成28年度までの間においては、市町村の負担率は、市町村合併の影響に対する激変緩和措置として、100分の4.5(19年度は市は3.5)を上乗せしている。

29年度以降は100分の4.05、3.15、2.25、1.35、0.45と漸減し、平成33年度で終了することとなっている。

エ 標準報酬月額(法第166条第2項)

地方議会議員の標準報酬月額は、地方議会議員の議員報酬に基づき定款で定めることとされており、その額は、都道府県は62万円、市は16万円から62万円、町村は10万円から29万円となっている。

(7) 財政再計算(法第166条第5項)

掛金、特別掛金の額については、共済会の給付の実績及び将来の給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも4年毎に再計算を行うこととされている。

2 制度の沿革

- (1) 地方議会議員の年金制度は、旧国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号、昭和33年4月施行)による国会議員の互助年金制度に準じて、地方議会議員にも年金制度を創設すべきであるとする都道府県、市及び町村の議長会の強い要請のもと、旧地方議会議員互助年金法が議員立法によって設けられ、任意設置・任意加入方式により昭和36年7月1日から暫定的な互助年金制度として発足した。

この制度は、恒久的な制度ではなく同法附則第4項において、「この法律に基づく地方議会議員の互助年金制度は、新たに地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際、これに統合されるものとする。」と規定され、地方公務員の統一的な退職年金制度が実施される場合には改めて恒久的な年金制度として整備されることとされていた。

- (2) 昭和37年12月1日、同法は廃止され、地方公務員共済組合法の中に、第11章として地方議会議員の年金制度が規定されることとなった。主な改正内容は、次のとおりである。

- ① 従来の互助会は、任意設置であったが、新たに設けられた共済会
は、法律の規定に基づき強制設置とされたこと。
- ② 互助会の加入及び脱退は任意にできたが、共済会への加入は法律
の規定に基づき強制加入とされたこと。
- ③ 互助会の事務費及び給付費はすべて互助会の会員の負担であった
が、共済会の事務費については、地方公共団体が負担するものとし、
給付費について会員の掛金をもって充てるほか、地方公共団体が負
担することとされたこと。年金制度の発足当時は、会員の掛金とそ
の運用収益で賄っていたが、昭和37年12月に施行された地方公
務員共済組合法の中に組み込まれた際、公費負担の規定が設けられ
た。ただし、実際に公費負担が導入されたのは、昭和47年度から
である。

(3) 地方議会議員の年金制度は、その権利義務を承継した互助年金制度が
年金給付のみであったこと、更に、国会議員の互助年金制度も年金のみ
であったことから、発足当初は年金の給付のみを行っていた。

しかし、その後、特に町村議会議員において、約半数以上が年金年限
の12年に達しないで退職し、多額の掛金が掛け捨てとなっていること
が明らかになった。

このため、これらの退職議員を救済することの他、年金制度を合理的
に運営する必要があること等の理由から、一時金制度の創設が要請され、
昭和40年6月第48回国会において、地方公務員等共済組合法の一部
を改正する法律案が一部修正のうえ成立し、新たに退職一時金及び遺族
一時金の制度が加えられ、昭和40年6月1日から実施された。

一時金の実施に当たって、次のような改善措置がなされた。

- ① 一時金の給付原資に充てるため、100分の5の掛金率が100
分の2引き上げられ100分の7とされた(定款の変更、昭和40年
度から実施)。
- ② 以前に退職一時金を受給した者で、その後再び地方議会議員と
なった者に退職年金を支給する場合には、退職年金額は、当該退職
一時金の基礎となった在職期間の年数1年(1年未満の端数は切り
捨て)につき標準報酬年額の100分の1.4の額を控除した額とさ
れた。

(4) 共済会の収支は、制度の発足以来、昭和45年度までは順調に推移し、

各年度とも黒字であったが、昭和４６年に実施された統一地方選挙において大量の受給者が発生し、昭和４６年度から単年度赤字となり、このまま推移すれば毎年度赤字基調が続き、昭和５０年度には累積資産が全て無くなり、制度そのものが崩壊の危機に直面する見込みとなった。

そこで、地方議会議員の年金制度の健全化を図るため、昭和４７年の改正法の施行により、次のような措置が講じられた。

- ① 掛金率１００分の７を１００分の９に引き上げること（定款の変更）。
- ② 年金額の算定基礎となる退職時の標準報酬年額を公務員共済年金における取扱いと同様に、退職月以前３年間の標準報酬年額の平均額とすること（昭和４９年の法改正により退職月以前１年間の標準報酬月額に改正）。
- ③ 共済会の給付に要する費用として、地方公共団体が負担すべき額は、共済会の収支の状況を勘案して自治省令で定める額とすること。（初年度の昭和４７年度の負担金率は１００分の１で、その後毎年度１００分の１ずつ引き上げられ、昭和５６年度以降１００分の９．５となり、平成１４年、１８年の改正に至る。）

- (5) 昭和４９年９月１日の改正により、厚生年金など被用者年金との調整措置が実施されることとなった。

この調整措置は、地方議会議員年金が厚生年金等の被用者年金と重複して加入できることから、被用者年金との重複期間について、退職年金の額から重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た額の１００分の２５を控除するものであり、昭和４９年９月１日以降の重複期間について適用されることになった。

なお、平成１４年の法律改正当時の公費負担割合が４０％程度（都道府県・市４６．３％、町村４２．２％）となっていたことから、制度改正以後の重複期間に限り、控除割合が１００分の４０に引き上げられた。

- (6) 昭和６１年４月１日の改正では、国会議員の互助年金の取扱いに準じ、高額所得者の年金額の一部停止と支給開始年齢の引上げが実施された。

高額所得者の年金額の一部停止については、退職年金が２５６万円（平成７年６月１日以後、２７２万円）以上で、年金以外の所得が７００万円を超え、その合計額の９５６万円（同９７２万円）を超える額の一定額が支給停止されることとなった。なお、平成１４年の法律改正により、支

給停止となる退職年金額の基準が20%引き下げられ217.6万円とされた。

退職年金の支給開始年齢については、国会議員の互助年金及び公的年金制度に準じて、5歳引き上げられて60歳からとされた(昭和61年4月1日以降初めて議員となった者から適用)。また、平成7年4月から支給開始年齢を更に5歳引き上げ65歳からとされた(平成7年4月1日以降初めて議員となった者から適用、経過措置あり)。

- (7) 平成7年4月1日の改正では、厚生年金、各種共済組合及び国会議員互助年金の改正に準じて、共済会にも平成7年4月1日以降に支給する議員の期末手当の額から特別掛金を納付する制度が導入された。

特別掛金は、議員に支給される期末手当の額に定款で定める特別掛金率(1000分の5)を乗じて得た額を納付するもので、その後、平成14年、18年の改正により特別掛金率が引き上げられた。

- (8) 地方議会議員の年金制度は、昭和47年4月の公費負担導入により、制度の健全化措置が講ぜられたものの、近年の条例定数の削減や市町村合併の進展に伴う会員数の減少、運用利回りの低下等により、極めて厳しい状況となり、都道府県議会議員共済会と市議会議員共済会は平成24年度に、町村議会議員共済会は平成19年度に積立金が枯渇する見込みとなった。

このため、総務省内に設置された「地方議会議員年金制度検討会」において、制度の抜本的改革に向けての対応策が鋭意検討され、平成14年2月に報告が取りまとめられた。

同検討会の報告を踏まえて立法化作業が進められ、平成14年4月の第154回国会において「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」が成立し、平成15年4月1日から施行された。

その制度改正の概要は次のとおりである。

- ① 平成15年4月から給付水準を2割(制度改正前の議員歴を有する者は1割)引き下げること。
- ② 負担金率1000分の9.5を、都道府県は1000分の10、市は1000分の10.5、町村は1000分の11にそれぞれ引き上げること。
- ③ 掛金率を、都道府県は1000分の11を1000分の12、市は1000分の11を1000分の13、町村は1000分の13を1000分の15にそれぞれ引き上げること。
- ④ 年金額の算定基礎となる標準報酬年額は、退職前12年間の標準

報酬月額額の総額を12で除して得た「平均標準報酬年額」とすること。
(経過措置として、制度改正の1年前より前の期間は算入せず、標準報酬月額額の総額にも同期間の標準報酬月額は含めないこととされた。)

- ⑤ 高額所得による退職年金の一部支給停止基準額を217.6万円以上とし、対象となる所得金額を課税総所得金額700万円を超える場合とする。

- (9) 平成14年改正当時、市町村合併の進展を確たる数値として見込むことが困難であったが、その後、市町村合併が進展し、市・町村議会議員共済会は会員が減少するとともに年金受給者が増加し、深刻な財政状況となった。

市・町村議会議員共済会は給付積立金の取り崩しが続き、平成20年度には給付積立金が枯渇する見込みとなり、市町村合併の影響を直接受けない都道府県議会議員共済会においても、同31年度には給付積立金が枯渇する見込みとなった。

そこで、総務省内に設置された「地方議会議員年金制度検討会」において抜本的対応策が鋭意検討され、概ね20年間は給付可能とする最終報告が平成18年2月に取りまとめられた。

この検討会報告を踏まえて、第164回国会に「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案」が提出され、平成18年6月7日に成立し、平成19年4月1日から施行された。

その制度改正の概要は次のとおりである。

- ① 平成19年4月から給付水準を12.5%引き下げる。
- ② 掛金率は都道府県100分の12を100分の13、市100分の13を100分の16、町村100分の15を100分の16に、特別掛金率は市及び町村100分の5を100分の7.5、負担金率は市100分の10.5、町村100分の11を100分の12に引き上げる。
- ③ 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第16条第3項の規定に基づき、市町村合併の影響に対する激変緩和措置として、平成19年度から28年度(29～33年度に漸減)までの間、市町村の負担金率を100分の4.5上乘せする。
- ④ 高額所得による退職年金の一部支給停止基準額を190.4万円以上とするとともに対象となる所得金額も課税総所得金額700万

円を総所得金額５００万円とする。

- ⑤ 在職加算年数の上限を５０年から３０年とする。
- ⑥ 既裁定の退職年金受給者の給付水準を１０％引き下げる。
- ⑦ 市・町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、両共済会の間で財政調整を行うとともに、移換金制度を廃止する(財政調整については、平成１８年１０月１日に施行)。

第３ 共済会の議員年金財政の現状

１ 共済会の議員年金財政の状況

「はじめに」において述べたとおり、平成１４年及び１８年の改正においては、地方議会議員年金の財政が悪化し、給付に支障が生じることが予想されたことから、長期的かつ安定的な給付を可能とするために、掛金率の引上げ、既裁定年金(平成１８年改正)を含む給付水準の引下げ等の対応策がとられた。

現時点においても、急速な市町村合併の進展や行政改革等に伴う予想を上回る会員数の減少等の影響により、財政状況の悪化が進行し、給付に支障が生じることが予想される状況にある。

(１) 単年度収支

都道府県議会議員共済会と町村議会議員共済会は平成７年度から、市議会議員共済会は平成１１年度から単年度収支が赤字となっている。特に、市町村合併が本格化する前の平成１０年度に１３億円であった市・町村議会議員共済会の赤字が、合併の進展に伴い、１３年度１０６億円、１５年度１４６億円、１７年度２１６億円と急増し、平成１９年度においても都道府県議会議員共済会が７億円、市・町村議会議員共済会が１８４億円の赤字となっている(附属資料「資料２」参照)。

(２) 成熟度

成熟度についてみると、平成１９年度には都道府県議会議員共済会が７７．３％(遺族年金受給者を含めると１３１．６％)、市議会議員共済会が１８１．０％(同２８６．１％)、町村議会議員共済会が１４２．４％(同２２６．７％)となっており、現役会員１人が１人から３人の受給者を支えていることになる(附属資料「資料３」参照)。(公的年金の成熟度(平成１８年度末・退職又は老齢に係る年金受給者のみ)：地方公務員共済年金５２．９％、厚生年金３５．５％、国家公務員共済年金５９．５％)

成熟度の上昇は、市町村合併の進展と行政改革に連動した会員数の減少が主要な要因であり、市町村合併が急速に進展した16年度以降急上昇している。また、4年毎の統一地方選挙において大量の退職者が出て、年金受給者に移行することも成熟度を高める要因となっている。

(3) 積立金

平成19年度末の積立金残高は、都道府県議会議員共済会が106億円、市議会議員共済会が447億円、町村議会議員共済会が63億円となっており、給付費用を何年分賄えるかを示す「積立金比率」は、平成19年度では都道府県議会議員共済会が1.86、市議会議員共済会が1.09、町村議会議員共済会が0.26となっている（附属資料「資料2」参照）。

特に、市町村合併等に伴う予想を上回る会員数の減少等の影響により、財政単位を一元化している市・町村議会議員共済会の積立金が大幅に減少し（平成10年度末の積立金額1,913億円が平成19年度末では510億円と1,403億円、73%の減）（附属資料「資料6」参照）、一定の仮定の下に機械的に行った試算によれば、平成23年度には積立金の枯渇が見込まれる状況に立ち至った。

一方、行政改革に連動した予想外の会員減少があった都道府県議会議員共済会においても、現行制度を維持した場合、同様の試算によれば、平成34年度に積立金が枯渇することが見込まれる。

共済会の議員年金財政の長期的安定を図る上で、積立金の役割は重要である。公的年金制度においては、年金制度の成熟や人口構造の高齢化に対応し、世代間の負担の公平を図る見地から一定の積立金を保有することとされている。

地方議会議員年金についても、同様な見地から共済会において積立が行われてきたが、上述のように財政状況が近年急速に悪化し、特に市・町村議会議員共済会の積立金の枯渇が目前に迫っており、積立金の保有を前提とした制度運営は不可能となっている。

2 議員年金財政の悪化要因

市・町村議会議員共済会の年金財政が急激に悪化した最大の要因として、市町村合併が大規模かつ急速に進展したことに伴い、会員数が予想を上回って激減したことによる収入の大幅な減少や、年金受給者数が増加したことによる支出の増加が挙げられる。

また、大規模な市町村合併と同時並行的に、行政改革に連動した議員定

数・議員報酬の削減が積極的に行われたことも、収入が減少したことの要因と考えられる。

市町村合併については、全国の市区町村数が、平成11年3月末現在3,255団体であったものが、平成20年3月末現在では1,816団体と1,439団体、44%減少している（附属資料「資料9」参照）。

これに伴い、市・町村議会議員共済会の会員数は、平成11年3月末現在の60,004人が平成20年3月末には35,819人と24,185人、40%減少している。

一方、年金受給者数は、平成11年3月末現在の79,232人が平成20年3月末には94,357人と15,125人、19%増加している（附属資料「資料7」参照）。

年金給付総額についても、平成10年度の499億円が平成19年度には652億円と、153億円、31%増加している（附属資料「資料6」参照）。

また、都道府県議会議員共済会においても、行政改革に連動して会員数が平成11年3月末現在の2,807人が平成20年3月末には2,765人と42人、1.5%減少している（附属資料「資料3」参照）。

第4 共済会の議員年金財政の長期的安定のための対応策

以上のような状況において、地方議会議員年金制度を長期的かつ安定的に維持していくためには、年金財政の悪化が著しい市・町村議会議員共済会の収支を早急に改善することが必要である。年金財政の改善に当たっては、第一義的には会員の掛金、特別掛金により賄うことが望ましいことは言うまでもないが、地方議会議員年金制度における掛金率、特別掛金率が、他の公的年金制度に比べて既に相当程度高くなっており、会員の負担感も大きいことを考えれば、会員の負担のみを大幅に引き上げて対応することは現実的ではない。

また、大規模かつ急速に進展した市町村合併等により、会員数が大きく減少するとともに受給者が増加したために議員年金財政が悪化したことも考慮して負担の在り方を考える必要がある。

当研究会は、地方議会議員年金制度を将来においても安定した給付が可能となるようにしていくため、収入面と給付面、現役会員と既裁定者、会員負担と公費負担など、各々のバランスに十分配慮した対応策について、様々な角度から検討し、その方向性を取りまとめることとした。

なお、都道府県議会議員、市議会議員、町村議会議員の区分により基本的な制度設計に相違を設けることは適当ではないが、実態として都道府県議会

議員と市・町村議会議員の区分により運営されていることから、都道府県議会議員共済会と市・町村議会議員共済会の財政状況等の相違を考慮した対応策を検討する。

特に、市・町村議会議員共済会にあつては、前回改正において十分に予想し得なかった市町村合併の激しい影響に十分配慮した対応策を講じて、年金財政の長期的安定を図ることが必要である。

1 収入面から取りうる対応策

議員年金財政の極めて厳しい状況を考えると、議員年金の財政収支を安定的に改善するため、いずれの共済会においても、掛金、負担金等の収入面からの一定の見直しが必要である。

以下は、収入面から取りうる対応策を示したものである。

(1) 掛金率の見直し

現行の掛金率は、都道府県議会議員共済会 100 分の 13、市・町村議会議員共済会 100 分の 16 となっている。

掛金率は平成 14 年及び 18 年の改正により合計で 2～5 ポイント引き上げられているが、議員年金財政の収支見通しが非常に厳しいことから、一定程度の引上げを検討する必要がある。

掛金率の見直しに当たっては、会員が将来受給すると見込まれる年金給付の総額と、受給までに支払う掛金、特別掛金の総額との均衡を考慮する必要がある。

(2) 特別掛金率の見直し

現行の特別掛金率は、都道府県議会議員共済会 100 分の 2、市・町村議会議員共済会 100 分の 7.5 となっている。

特別掛金率は平成 14 年及び 18 年の改正により合計で 1.5～7 ポイント引き上げられているが、議員年金財政の厳しい状況を考えれば、一定程度の引上げを検討する必要がある。

特別掛金率の見直しに当たっては、掛金率の引上げと同様、会員が将来受給すると見込まれる年金給付の総額と、受給までに支払う掛金、特別掛金の総額との均衡を考慮する必要がある。

(3) 負担金率の見直し

現行の負担金率は、都道府県議会議員共済会 100 分の 10、市・町

村議会議員共済会 100分の12となっている。

議員年金財政の厳しい状況を考えると、相当の自助努力をしても財政収支の好転が見込まれない場合には、一定程度の負担金率の引上げを検討する必要がある。

しかしながら、負担金率の引上げに当たっては、地方財政の極めて厳しい状況を踏まえ、掛金率の引上げ、給付水準の引下げ等会員及び年金受給者の可能な限りの自助努力を前提として、国民の理解を得る努力が必要である。

特別掛金の算定の基礎となる期末手当については、負担金の制度が設けられていないので、特別掛金についても相当する公費負担の導入を検討する必要がある。

(4) 市町村合併の影響に対する激変緩和措置の負担金率の見直し

市町村合併に伴う会員数の急激な減少等は、議員年金財政に極めて大きくかつ深刻な影響を与えた。

このため平成18年改正では、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第16条第3項の規定に基づき、市・町村議会議員共済会の財政状況に配慮した激変緩和措置として負担金率100分の4.5の上乗せ措置が講じられたところである(平成19年度から28年度までの10年間の時限措置。29年度から5年間で漸減し、33年度で終了)。

しかしながら、市町村合併の影響が予想を上回ったため、結果として、市町村合併の影響が十分には見込まれておらず、激変緩和措置としては不十分なものとなっている。

現在の地方議会議員年金の財政状況は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第65条第3項に規定する、国が「健全な運営を図るため必要な措置を講ずる」ことが必要な状況に他ならない。国策として進められた市町村合併に身をもって協力したとの市町村議会議員の強い思いを受けとめ、現行の激変緩和措置の更なる強化を検討する必要がある。

(参照条文)

市町村の合併の特例等に関する法律第65条第3項

国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第151条第1項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

また、激変緩和の追加的措置を講じるに当たっては、平成11年以降の市町村合併・行政改革による財政負担軽減額が、議員報酬手当額のみでも年間約1,100億円と試算されることにも配慮すべきである（附属資料「資料9」参照）。

激変緩和措置は、通常の負担金率とは性格を異にするものであることから、その引上げの結果、一時的に全体の公費負担割合が50%を超えることも含めて検討すべきである。

地方財政の極めて厳しい状況の中、追加的措置を講じるに当たっては、会員及び年金受給者の可能な限りの自助努力を前提として、国民の理解を得る努力が必要である。

2 給付面から取りうる対応策

議員年金財政の厳しい状況を考えれば、収入面の見直しに加え、給付面での見直しの検討も必要である。

以下は、給付面から取りうる対応策を示したものである。

(1) 年金給付水準の見直し

退職年金の年額は、平均標準報酬年額に年金算定基礎率150分の35を乗じた額に、在職年数13年以上の場合は、在職年数が12年を1年増すごとに平均標準報酬年額に加算率150分の0.7を乗じた額を加算する。

年金給付水準は、平成14年及び18年の改正において合計で30%引き下げられたところであるが、議員年金財政の厳しい状況を考えれば、更なる引下げについて検討する必要がある。

給付の見直しに当たっては、会員が将来受給すると見込まれる年金給付の総額と、受給までに支払う掛金、特別掛金の総額との均衡を考慮する必要がある。

(2) 既裁定者の取扱い

既裁定者に対する給付は、平成18年改正において、10%引き下げられているが、議員年金財政の厳しい状況を考えれば、既裁定者の給付水準の更なる引下げの検討は避けられない。

また、平成14年及び18年の改正により、現役会員と既裁定者の年金給付水準の格差が大きくなっていることから、現役会員と既裁定者の

給付水準の均衡に配慮した検討が必要である。

ただし、既裁定年金の引下げは、憲法が保障する財産権の制限に当たることから、法制面での十分な検討を行うとともに、他の対応策を限界までとった上で行うことが必要である。

(3) 退職年金受給資格の見直し

地方議会議員が退職年金の受給資格を得るには、地方議会議員として12年以上の在職期間が必要とされている。

年金受給資格の見直しについては、平成14年及び18年の改正の際に検討されたが、年金受給資格要件を延長すれば、退職一時金支出の増加を招き、厳しい状況にある年金財政を一層悪化させ、更に追加的な対応策が必要となること、また、結果として、地方議会議員の在職期間が長くなることも予想されることから、これまでは要件が変更されていない。

給付の見直しという観点から、年金受給資格要件を延長することも考えられるが、延長した場合の年金財政への影響、地方議会議員の多選の問題等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

(4) 遺族年金の見直し

遺族年金は、在職12年以上の者が死亡したとき及び退職年金又は公務傷病年金を受けていた者が死亡したときに支給され、その額は、当該死亡者に給付すべき退職年金額の2分の1相当額とされている。また、受給者が失権した場合には他の遺族が受給する転給制度が設けられている。

遺族年金について、これまで見直しが行われていないが、議員年金財政の厳しい状況を考えれば、従前の改正時に既裁定であるため退職年金と連動して引き下げられていない遺族年金について、引下げを検討する必要がある。

また、転給制度については、被用者年金一元化に伴い地方公務員共済年金においても廃止されることから、見直しを検討する必要がある。

(5) 一時金の見直し

退職一時金は、在職期間中に納めた掛金の総額に、次の区分による割合を乗じた額とされている。(遺族一時金は、退職一時金と同一の方法により算定される額である。)

- ① 在職期間が3年以上4年以下の者 …… 100分の49 (100分の50)

② 在職期間が4年を超え8年以下の者…… 100分の56（100分の57）

③ 在職期間が8年を超え12年未満の者…… 100分の63（100分の64）

※（ ）内の数字は平成19年3月31日以前の在職期間を有する者

年金の給付水準の引下げとの均衡を図る観点から、年金の給付水準を更に引き下げるとすれば、一時金の給付水準の引下げを検討する必要がある。

この場合、3年以上4年以下の在職期間の場合の支給率が50%を切っていること等から、年金とは異なる引下げ率について検討する必要がある。

(6) 高額所得者に対する退職年金の一部支給停止措置の見直し

高額所得者に対する退職年金の一部停止措置については、退職年金額が190.4万円以上で、前年の所得金額との合計額が690.4万円を超えるときは、その超える部分の2分の1相当額の支給を停止することとされている。なお、この結果、支給額が支給停止基準額190.4万円を下回る場合は、190.4万円が支給額とされる。

平成14年及び18年の改正では、年金の給付水準の引下げに連動して支給停止基準額も引き下げられている。

この措置の取扱いについて、検討することが必要である。

(7) 退職年金の支給開始年齢の見直し

退職年金は、65歳から支給される。ただし、次の経過措置が設けられている。

① 昭和61年3月31日以前の議員歴のある者…… 55歳

② 昭和61年4月1日～平成7年3月31日までに

新たに議員になった者…… 60歳

③ 平成7年4月1日以降、新たに議員になった者で

昭和20年4月1日以前生まれの者…… 62歳

昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれの者…… 63歳

昭和22年4月2日～昭和24年4月1日生まれの者…… 64歳

議員年金財政の厳しい状況を考えると、退職年金の支給開始年齢の引上げについて検討する必要がある。

ただし、既裁定年金の見直しであり、財産権の制限に当たることから、法制面での十分な検討が必要である。

(8) 被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直し

議員年金は、厚生年金等の被用者年金と重複して加入できることから、重複する期間について、退職年金額から公費負担分に相当する一定割合を控除することとされている。

具体的には、議員の在職期間のうち、被用者年金制度の適用を受けていた期間(重複期間)について、次の割合により年金額から控除する。

① 平成15年3月31日以前の重複期間…………… 100分の25

② 平成15年4月1日以降の重複期間…………… 100分の40

掛金率や負担金率の見直しに伴い、重複期間に係る控除割合について見直しを検討する必要がある。

3 その他の対応策

地方議会議員共済会の組織の統合

共済会は、都道府県議会議員、市議会議員及び町村議会議員の区分に従い、それぞれ都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が組織されている。

市町村合併の急速な進展に伴い、短期間に、多くの会員や受給者が、町村議会議員共済会から市議会議員共済会に移行し、両共済会が別々の運営を行ってきた制度の前提が大きく変化したことから、平成18年の改正により、市・町村議会議員共済会は財政単位が一元化された。

更に、事務の効率化の観点から、市・町村議会議員共済会の組織統合の可能性を検討する必要がある。

検討に当たっては、各共済会と各議長会の組織との関係、給付システムの統合等の組織運営上の課題についても対応する必要がある。

また、都道府県議会議員共済会についても、事務の効率化の観点から、組織の在り方について検討する必要がある。

第5 その他の検討事項

平成18年に国会議員互助年金制度が廃止されたこと、財政状況が悪化していることを受けて、地方議会議員年金制度について、制度の必要性を議論すべきとの意見がある。このため、旧国会議員互助年金との比較、仮に制度を廃止するとした場合の問題点を次のとおり検討した。

1 旧国会議員互助年金との比較

旧国会議員互助年金は、国会法（昭和22年法律第79号）第36条の規定に基づく退職金としての基本的性格を有していたのに対して、地方議会議

員年金は、旧地方議会議員互助年金法第1条に規定された「議員及びその遺族の生活の安定に資するため」の制度という趣旨を引き継いでおり、また、制度創設の当初には掛金のみで運営されていた互助年金であることから、制度の性格が異なっている。

また、運営方式については、旧国会議員互助年金は、原則として国庫負担の恩給方式により国が直接給付を行っていたのに対して、地方議会議員年金は、現役議員に係る掛金と負担金で受給者を支える社会保険方式により共済会が運営しており、この面でも異なっている。

更に、実態面においても、国費・公費負担率は旧国会議員互助年金が約7割であったのに対して地方議会議員年金は約4割であること、平均年金額は旧国会議員互助年金が443万円(平成17年度)であったのに対し地方議会議員年金は102万円(平成17年度)であること等の違いがある。

したがって、旧国会議員互助年金と地方議会議員年金の在り方を、同列に論じることはいえない。

2 仮に制度を廃止とした場合の問題点

地方議会議員年金の年金給付に要する費用は、互助年金的な性格から一義的には掛金によって賄うこととされる。一方、公費負担については、掛金を含めた収支の状況を勘案して行うこととされており、掛金収入の無い場合は想定されていない。

旧国会議員互助年金は恩給方式であったため、納付金収入が無い場合は国費で給付を行うこととなるが、地方議会議員年金の場合は、掛金収入の無い場合の公費負担について明確に定められていない。

このため、制度を廃止とした場合、①給付に要する費用を誰が負担するか不明であること、②仮に公費で負担とした場合、公費負担が大幅に増加すること、③会員がいないため、どの地方公共団体が負担するか不明であることなどの問題点がある。

なお、共済会の試算によれば、地方議会議員年金制度を廃止した場合に必要な財政負担総額は平成22年度末価格で約1兆3千億円と見込まれる(附属資料「資料10」参照)。

地方議会議員年金制度の廃止を検討するとしても、これらの問題点を解決することが必要である。

おわりに

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行等により、地方分権が進み、住民自治の充実の必要性が指摘されている中で、多様な民意を吸収し、その集約化を図っていく議会の役割と責任はますます重要になっている。

このような地方議会の役割の増大を反映して、議員の活動は、単に議会の会議出席だけではなく、日常的に住民と広く接し、その意向を汲み取り、新たな施策に結びつけていく活動等が要請されており、多くの時間を必要とするのが実態である。このため、地方議会議員の中には専門化する者が増加しており、今後ますます専門化の傾向は強まるものと予測される。したがって、地方議会議員が在職中に安心して議員活動に専念するためには、退職後の生活の安定のための制度が不可欠である。また、このことは、ひいては地方議会における多様な人材の確保にも寄与するものと考えられる。

地方議会議員の重要な職責と身分の特殊性を考慮して設けられた地方議会議員年金は、制度創設から半世紀近くが経過し、制度として定着しているが、共済会を取り巻く環境は年々厳しくなっている。とりわけ市・町村議会議員共済会の議員年金財政は危機的状況に陥っていることから、早急に対応策を講じ、長期にわたり安定的な年金給付の確保された議員年金制度を確立していくことが肝要である。

当研究会としては、このような見地から給付と負担及び公費負担等の在り方について検討し、その対応策の方向性について取りまとめたものである。

これらの対応策は、会員及び年金受給者にとって大きな痛みを伴うものではあるが、現行の制度のままでは、地方議会議員年金制度の維持は困難である。

国においては、提案した内容について様々な角度から検討され、早期にその対応策を具体化されることを切に望むものである。

〔 参 考 〕

地方議会議員年金制度に関する研究会設置要領

1 地方議会議員年金制度に関する研究会の設置

地方議会議員年金制度における給付と負担、公費負担等の在り方について検討を行うため、学識経験者、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会及び総務省関係者をもって構成する「地方議会議員年金制度に関する研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

2 研究会の構成

- (1) 研究会は、別紙 1 の委員をもって構成する。
- (2) 研究会は、委員の互選により座長を選出し、座長は研究会の議事進行を司る。

3 研究会の開催

- (1) 研究会は、「地方議会議員年金制度に関する研究会の開催スケジュール(案)」の通り開催することとする。
- (2) 研究会は、研究会における検討事項に関する資料の作成等を行うために、別紙 2 の幹事による幹事会を置く。

4 研究会の検討課題

「地方議会議員年金制度に関する研究会における検討課題(案)」による。

5 研究会の運営

- (1) 研究会の庶務は、市議会議員共済会において行う。
- (2) この設置要領に定めるもののほか、研究会の運営その他必要な事項は座長が定める。

地方議会議員年金制度に関する研究会委員名簿

座長 柳原 瑛 前地方公務員安全衛生推進協会理事長

横道 清孝 政策研究大学院大学教授

襲田 正徳 都道府県議会議員共済会理事
(平成20年7月31日まで) (全国都道府県議会議長会事務総長)

田村 政志 同 上
(平成20年8月1日から)

大竹 邦実 市議会議員共済会理事
(全国市議会議長会事務総長)

高田 恒 町村議会議員共済会常務理事
(全国町村議会議長会事務総長)

北崎 秀一 総務省自治行政局公務員部福利課長

(敬称略)

[別紙 2]

地方議会議員年金制度に関する研究会幹事名簿

齊藤 信行 都道府県議会議員共済会次長兼業務部長

立川 久夫 市議会議員共済会事務局長

永島 典実 町村議会議員共済会業務部長

飯塚 謙二 総務省大臣官房企画官

(敬称略)

研究会の検討経緯

地方議会議員年金制度における給付と負担、公費負担等の在り方について検討を行うために、学識経験者、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会及び総務省関係者をもって構成する「地方議会議員年金制度に関する研究会」を設置して検討を行った。

研究会は5回にわたり開催されたが、その検討内容は次のとおりである。

第1回 座長の選出、設置要領・開催スケジュールの決定、財政状況の検証

第2回 検討課題の整理等

第3回 検討課題への対応策の検討等

第4回 報告書案の検討

第5回 報告書案の検討

附 属 資 料

資料 1 掛金率・負担金率の推移

区分 年月日	掛金率			特別掛金率			年度	負担金率		
	都道府県	市	町村	都道府県	市	町村		都道府県	市	町村
昭和37.12.1 ～40.5.31	5/100									
昭和40.6.1 ～47.3.31	7/100									
昭和47.4.1 ～50.3.31	9/100						昭和47	掛金総額 × 1/9		
							48	2/9		
							49	3/9		
昭和50.4.1 ～53.11.30	9.5/100						50	標準報酬月額 × 4/100		
							51	5/100		
							52	6/100		
							53	7/100		
昭和53.12.1 ～57.11.30	10/100						54	8/100		
							55	9/100		
							昭和56 ～	9.5/100		
昭和57.12.1 ～62.3.31	10/100	10.5/100								
昭和62.4.1 ～平成7.3.31	10.5/100		11/100				期末手当額 × 5/1000			平成14
平成7.4.1 ～11.3.31	11/100		12/100							
平成11.4.1 ～15.3.31					13/100					
平成15.4.1～	12/100	13/100	15/100	2/100	2.5/100	15～	10/100	10.5/100	11/100	
平成17.4.1 ～19.3.31					5/100					
平成19.4.1～	13/100	14.5/100	16/100		7.5/100	19～		15.5/100	16.5/100	
平成20.4.1～		16/100				20～		16.5/100		

(注) 負担金率には市町村合併の影響を激変緩和するための措置分が含まれる。措置分については、平成19年度は市が3.5/100、町村が4.5/100、20年度以降は市・町村ともに4.5/100。10年間の時限措置で、その後5年間で漸減。

資料2 収支の推移

1 都道府県議会議員共済会

(単位:百万円、%)

年度	収 入					支 出				収支差額	年度末 積立金 (B)	積立金 比 率 (B/A)
	掛金	負担金	運用収入 等	運用収入 等割合	計	退職年金	遺族年金	一時金	計 (A)			
昭37	122	-	8	6.2	130	1	0	-	1	129	211	
38	144	-	16	10.0	160	54	2	-	56	104	315	3.77
39	157	-	23	12.8	180	68	5	-	73	107	422	4.32
40	211	-	31	12.8	242	76	8	0	84	158	580	5.02
41	229	-	45	16.4	274	82	11	10	103	171	751	5.63
42	253	-	53	17.3	306	174	15	49	238	68	819	3.16
43	249	-	60	19.4	309	194	21	5	220	89	908	3.72
44	309	-	87	22.0	396	197	24	20	241	155	1,063	3.77
45	331	-	67	16.8	398	203	29	18	250	148	1,211	4.25
46	352	-	91	20.5	443	361	35	126	522	△ 79	1,132	2.32
47	445	49	86	14.8	580	399	44	21	464	116	1,248	2.44
48	543	121	99	13.0	763	402	52	31	485	278	1,526	2.57
49	639	213	139	14.0	991	428	67	44	539	452	1,978	2.83
50	808	340	188	14.1	1,336	691	86	234	1,011	325	2,303	1.96
51	1,062	559	220	12.0	1,841	770	114	35	919	922	3,225	2.51
52	1,139	719	266	12.5	2,124	944	181	39	1,164	960	4,185	2.77
53	1,241	898	310	12.7	2,449	1,077	246	66	1,389	1,060	5,245	3.01
54	1,400	1,120	363	12.6	2,883	1,519	292	397	2,208	675	5,920	2.38
55	1,390	1,251	509	16.2	3,150	1,600	324	59	1,983	1,167	7,087	2.99
56	1,460	1,387	591	17.2	3,438	1,635	380	44	2,059	1,379	8,466	3.44
57	1,473	1,399	685	19.3	3,557	1,674	448	88	2,210	1,347	9,813	3.83
58	1,625	1,543	758	19.3	3,926	2,089	491	541	3,121	805	10,618	3.14
59	1,584	1,509	814	20.8	3,907	2,135	548	58	2,741	1,166	11,784	3.87
60	1,580	1,501	832	21.3	3,913	2,113	599	112	2,824	1,089	12,873	4.17
61	1,590	1,511	850	21.5	3,951	2,140	679	162	2,981	970	13,843	4.32
62	1,752	1,583	810	19.5	4,145	2,646	735	619	4,000	145	13,988	3.46
63	1,706	1,544	768	19.1	4,018	2,653	783	40	3,476	542	14,530	4.02
平元	1,743	1,577	818	19.8	4,138	2,556	831	196	3,583	555	15,085	4.06
2	1,873	1,695	1,045	22.7	4,613	2,526	868	113	3,507	1,106	16,191	4.30
3	1,989	1,800	1,031	21.4	4,820	3,072	918	661	4,651	169	16,360	3.48
4	1,937	1,753	860	18.9	4,550	3,112	1,001	113	4,226	324	16,684	3.87
5	1,908	1,727	703	16.2	4,338	3,010	1,076	281	4,367	△ 29	16,655	3.82
6	1,957	1,770	581	13.5	4,308	2,892	1,122	85	4,099	209	16,864	4.06
7	2,389	2,004	477	9.8	4,870	3,428	1,177	625	5,230	△ 360	16,504	3.22
8	2,331	1,950	433	9.2	4,714	3,428	1,231	137	4,796	△ 82	16,422	3.44
9	2,312	1,935	470	10.0	4,717	3,342	1,262	181	4,785	△ 68	16,354	3.43
10	2,291	1,916	491	10.5	4,698	3,237	1,296	178	4,711	△ 13	16,341	3.47
11	2,364	1,986	448	9.3	4,798	3,811	1,351	789	5,951	△ 1,153	15,188	2.75
12	2,353	1,976	442	9.3	4,771	3,796	1,388	102	5,286	△ 515	14,673	2.87
13	2,413	2,026	487	9.9	4,926	3,682	1,431	202	5,315	△ 389	14,284	2.76
14	2,386	2,007	394	8.2	4,787	3,558	1,465	223	5,246	△ 459	13,823	2.72
15	2,819	2,166	367	6.9	5,350	4,133	1,478	758	6,369	△ 1,019	12,804	2.17
16	2,755	2,100	339	6.5	5,194	4,060	1,487	121	5,668	△ 474	12,330	2.26
17	2,735	2,085	329	6.4	5,149	3,949	1,522	235	5,706	△ 557	11,773	2.16
18	2,708	2,063	338	6.6	5,109	3,831	1,542	219	5,592	△ 483	11,290	2.11
19	2,952	2,107	321	6.0	5,380	3,759	1,558	748	6,065	△ 685	10,605	1.86

(注1) 各項目の決算数値であり計に一致しない場合がある。

(注2) 「運用収入割合」は「収入」に占める「運用収入等」の割合を示す。

(注3) 「積立金比率」は「前年度末積立金」を「当該年度の支出」で除した割合を示す。

2 市議会議員共済会

(単位:百万円、%)

年度	収 入						支 出					収支差額	年度末 積立金 (B)	積立金 比 率 (B/A)
	掛金	負担金	運用収入 等	移換金	運用収入 等割合	計	退職年金	遺族年金	一時金	財政調整 拠出金	計 (A)			
昭37	306	-	19	0	5.8	325	7	2	-	-	9	316	497	
38	381	-	39	4	9.3	424	141	7	-	-	148	276	773	3.36
39	451	-	56	0	11.1	507	186	13	-	-	199	308	1,081	3.88
40	638	-	85	6	11.7	730	220	20	2	-	243	487	1,568	4.45
41	721	-	117	0	14.0	839	247	28	20	-	296	543	2,111	5.30
42	796	-	152	48	15.3	997	575	40	166	-	782	215	2,325	2.70
43	888	-	164	0	15.6	1,052	686	56	46	-	788	264	2,590	2.95
44	983	-	201	4	17.0	1,188	728	75	40	-	843	345	2,934	3.07
45	1,158	-	245	0	17.5	1,403	765	96	74	-	935	469	3,403	3.14
46	1,326	-	289	102	16.8	1,718	1,308	119	417	-	1,844	△ 126	3,277	1.85
47	2,046	225	326	53	12.3	2,651	1,514	157	66	-	1,737	914	4,191	1.89
48	2,333	518	351	14	10.9	3,216	1,575	196	108	-	1,878	1,338	5,528	2.23
49	2,987	995	652	17	14.0	4,650	1,708	252	198	-	2,159	2,492	8,020	2.56
50	3,680	1,550	812	20	13.4	6,063	2,791	327	904	-	4,022	2,040	10,060	1.99
51	4,250	2,236	932	8	12.5	7,426	3,186	427	125	-	3,738	3,688	13,748	2.69
52	4,895	3,091	1,193	0	13.0	9,178	3,882	649	216	-	4,746	4,432	18,180	2.90
53	5,472	3,960	1,396	9	12.9	10,837	4,512	865	314	-	5,691	5,146	23,327	3.19
54	6,137	4,910	1,692	19	13.3	12,758	6,107	1,028	1,255	-	8,390	4,369	27,695	2.78
55	6,548	5,892	2,501	0	16.7	14,942	6,583	1,176	288	-	8,047	6,894	34,590	3.44
56	6,959	6,611	2,843	56	17.3	16,468	6,822	1,363	312	-	8,497	7,971	42,561	4.07
57	7,229	6,867	3,566	45	20.1	17,707	7,116	1,583	449	-	9,148	8,559	51,120	4.65
58	7,386	7,016	4,102	0	22.2	18,504	9,216	1,745	1,806	-	12,767	5,737	56,857	4.00
59	7,546	7,169	4,297	0	22.6	19,013	9,797	1,921	327	-	12,046	6,967	63,824	4.72
60	7,758	7,370	4,673	52	23.5	19,853	9,875	2,110	335	-	12,321	7,532	71,356	5.18
61	8,049	7,646	4,742	34	23.2	20,471	10,107	2,378	531	-	13,016	7,455	78,811	5.48
62	8,576	7,759	4,489	45	21.5	20,870	12,410	2,586	1,870	-	16,867	4,003	82,814	4.67
63	8,835	7,993	4,794	278	21.9	21,901	12,906	2,775	304	-	15,985	5,915	88,729	5.18
平元	9,088	8,223	5,098	0	22.8	22,409	12,810	2,969	388	-	16,167	6,241	94,970	5.49
2	9,580	8,668	6,818	0	27.2	25,065	12,798	3,194	621	-	16,612	8,453	103,423	5.72
3	9,927	8,982	6,970	279	26.6	26,158	15,488	3,453	1,860	-	20,801	5,356	108,780	4.97
4	10,273	9,295	5,954	292	23.1	25,813	16,125	3,749	361	-	20,235	5,578	114,358	5.38
5	10,400	9,410	5,284	64	21.0	25,158	16,029	4,032	578	-	20,639	4,519	118,877	5.54
6	10,652	9,638	4,543	0	18.3	24,833	15,937	4,268	632	-	20,837	3,996	122,873	5.71
7	11,873	10,034	4,076	173	15.6	26,156	18,822	4,542	1,985	-	25,349	807	123,680	4.85
8	12,002	10,133	3,697	184	14.2	26,016	19,371	4,774	312	-	24,457	1,559	125,239	5.06
9	12,027	10,153	3,966	44	15.1	26,189	19,224	5,005	688	-	24,918	1,271	126,510	5.03
10	11,968	10,102	4,099	37	15.6	26,206	19,146	5,241	849	-	25,236	970	127,480	5.01
11	11,873	10,047	3,635	75	14.2	25,630	22,446	5,521	2,759	-	30,726	△ 5,096	122,384	4.15
12	11,844	10,025	3,589	0	14.1	25,459	23,003	5,753	510	-	29,267	△ 3,808	118,576	4.18
13	12,013	10,173	3,187	103	12.5	25,476	22,740	5,992	603	-	29,335	△ 3,859	114,717	4.04
14	11,974	10,143	2,495	189	10.1	24,801	22,619	6,244	1,086	-	29,948	△ 5,148	109,569	3.83
15	14,821	11,142	2,107	339	7.4	28,409	25,620	6,502	2,883	-	35,005	△ 6,596	102,973	3.13
16	15,349	11,515	1,890	900	6.4	29,654	27,651	7,059	902	-	35,612	△ 5,958	97,015	2.89
17	18,384	12,926	1,587	4,509	4.2	37,406	35,077	8,933	1,855	-	45,864	△ 8,458	88,556	2.12
18	18,871	13,229	1,121	1,248	3.3	34,469	39,980	10,342	2,679	5,317	58,318	△ 23,849	64,707	1.52
19	20,447	18,217	857	0	2.2	39,520	38,549	10,700	3,676	6,595	59,520	△ 20,000	44,708	1.09

(注1) 各項目の決算数値であり計に一致しない場合がある。

(注2) 「運用収入割合」は「収入」に占める「運用収入等」の割合を示す。

(注3) 「積立金比率」は「前年度末積立金」を「当該年度の支出」で除した割合を示す。

3 町村議会議員共済会

(単位:百万円、%)

年度	収 入						支 出					収支差額	年度末 積立金 (B)	積立金 比 率 (B/A)
	掛金	負担金	運用収入 等	財政調整 拠出金	運用収入 等割合	計	退職年金	遺族年金	一時金	移換金	計 (A)			
昭37	81	-	7	-	8.0	88	3	1	-	0	4	84	280	
38	267	-	26	-	8.9	293	71	3	-	4	78	215	494	3.59
39	330	-	40	-	10.8	370	117	7	-	0	124	246	740	3.98
40	458	-	59	-	11.4	517	145	11	3	6	165	353	1,093	4.48
41	574	-	90	-	13.6	664	167	16	14	0	197	466	1,559	5.52
42	628	-	101	-	13.9	729	366	22	175	48	611	118	1,676	2.55
43	723	-	106	-	12.8	829	492	31	66	0	589	241	1,917	2.85
44	799	-	126	-	13.6	925	547	43	73	4	667	259	2,176	2.88
45	959	-	151	-	13.6	1,110	581	55	63	0	699	410	2,586	3.11
46	1,150	-	170	-	12.9	1,320	929	69	496	102	1,596	△ 276	2,311	1.62
47	1,681	175	191	-	9.3	2,047	1,104	84	127	53	1,368	679	2,990	1.69
48	2,087	446	207	-	7.6	2,740	1,198	106	157	14	1,475	1,265	4,254	2.03
49	2,777	900	300	-	7.5	3,977	1,348	148	141	17	1,654	2,324	6,579	2.57
50	3,857	1,595	777	-	12.5	6,229	2,206	202	1,138	20	3,566	2,662	9,241	1.84
51	3,924	2,063	743	-	11.0	6,730	2,780	270	300	8	3,358	3,373	12,614	2.75
52	4,565	2,880	943	-	11.2	8,388	4,660	657	360	0	5,677	2,712	15,326	2.22
53	5,199	3,761	1,002	-	10.1	9,962	5,135	802	295	9	6,241	3,720	19,046	2.46
54	5,876	4,699	1,224	-	10.4	11,799	6,599	960	2,060	19	9,638	2,161	21,207	1.98
55	6,331	5,695	1,799	-	13.0	13,825	7,359	1,100	533	0	8,992	4,833	26,039	2.36
56	6,729	6,392	2,037	-	13.4	15,158	7,797	1,268	583	56	9,704	5,454	31,494	2.68
57	7,156	6,686	2,501	-	15.3	16,343	8,258	1,478	531	45	10,312	6,031	37,525	3.05
58	7,500	6,786	2,857	-	16.7	17,143	9,733	1,629	2,876	0	14,238	2,905	40,430	2.64
59	7,728	6,992	3,053	-	17.2	17,773	10,554	1,793	732	0	13,079	4,694	45,124	3.09
60	7,989	7,228	3,289	-	17.8	18,506	10,797	1,969	757	52	13,575	4,932	50,056	3.32
61	8,369	7,572	3,338	-	17.3	19,279	11,181	2,224	623	34	14,062	5,216	55,273	3.56
62	8,893	7,681	3,117	-	15.8	19,691	13,072	2,386	3,031	45	18,534	1,158	56,430	2.98
63	9,065	7,829	3,005	-	15.1	19,899	13,866	2,532	712	278	17,388	2,510	58,940	3.25
平元	9,383	8,103	3,172	-	15.4	20,658	13,957	2,707	763	0	17,427	3,231	62,171	3.38
2	9,851	8,508	3,814	-	17.2	22,173	14,005	2,915	664	0	17,584	4,589	66,760	3.54
3	10,309	8,903	3,979	-	17.2	23,191	16,249	3,120	3,152	279	22,800	391	67,151	2.93
4	10,657	9,203	3,454	-	14.8	23,314	17,214	3,393	771	292	21,670	1,644	68,795	3.10
5	10,897	9,411	3,071	-	13.1	23,379	17,326	3,651	910	64	21,951	1,428	70,223	3.13
6	11,148	9,628	2,755	-	11.7	23,531	17,238	3,863	843	0	21,944	1,586	71,809	3.20
7	12,863	10,021	2,355	-	9.3	25,239	19,818	4,106	3,508	173	27,605	△ 2,367	69,442	2.60
8	12,947	10,071	1,900	-	7.6	24,918	20,832	4,346	892	184	26,254	△ 1,336	68,106	2.65
9	13,003	10,116	1,373	-	5.6	24,492	20,868	4,561	984	44	26,457	△ 1,964	66,142	2.57
10	12,990	10,100	1,160	-	4.8	24,250	20,683	4,789	1,057	37	26,566	△ 2,319	63,823	2.49
11	13,963	10,054	810	-	3.3	24,827	23,266	5,081	4,338	75	32,760	△ 7,932	55,891	1.95
12	13,813	9,948	695	-	2.8	24,456	24,085	5,353	1,075	0	30,513	△ 6,057	49,834	1.83
13	13,767	9,921	492	-	2.0	24,180	23,869	5,589	1,326	103	30,887	△ 6,708	43,126	1.61
14	13,551	9,761	401	-	1.7	23,713	23,451	5,821	1,212	189	30,673	△ 6,960	36,165	1.41
15	15,688	10,908	309	-	1.1	26,905	24,746	5,990	3,802	339	34,877	△ 7,972	28,193	1.04
16	14,231	9,867	206	-	0.8	24,304	23,559	5,883	1,789	900	32,131	△ 7,827	20,366	0.88
17	9,950	6,545	188	-	1.1	16,683	17,318	4,484	3,521	4,509	29,832	△ 13,148	7,218	0.68
18	7,003	4,606	96	5,317	0.6	17,022	13,286	3,512	1,486	1,248	19,532	△ 2,510	4,708	0.37
19	6,813	6,071	21	6,595	0.1	19,500	12,453	3,513	1,932	0	17,898	1,602	6,310	0.26

(注1) 各項目の決算数値であり計に一致しない場合がある。

(注2) 「運用収入割合」は「収入」に占める「運用収入等」の割合を示す。

(注3) 「積立金比率」は「前年度末積立金」を「当該年度の支出」で除した割合を示す。

資料3 成熟度の推移

1 都道府県議会議員共済会

年度	会員数 (人)	年金受給者数 (人)			成熟度 (%)		
		退職年金	遺族年金	計	退職年金	遺族年金	計
昭50	2,822	1,228	322	1,550	43.5	11.4	54.9
51	2,795	1,179	372	1,551	42.2	13.3	55.5
52	2,772	1,151	432	1,583	41.5	15.6	57.1
53	2,741	1,126	474	1,600	41.1	17.3	58.4
54	2,855	1,381	502	1,883	48.4	17.6	66.0
55	2,830	1,347	545	1,892	47.6	19.3	66.9
56	2,816	1,289	602	1,891	45.8	21.4	67.2
57	2,780	1,238	652	1,890	44.5	23.5	68.0
58	2,877	1,506	694	2,200	52.3	24.1	76.5
59	2,864	1,444	755	2,199	50.4	26.4	76.8
60	2,845	1,396	790	2,186	49.1	27.8	76.8
61	2,798	1,362	849	2,211	48.7	30.3	79.0
62	2,889	1,677	899	2,576	58.0	31.1	89.2
63	2,852	1,596	967	2,563	56.0	33.9	89.9
平元	2,807	1,548	1,006	2,554	55.1	35.8	91.0
2	2,792	1,510	1,016	2,526	54.1	36.4	90.5
3	2,916	1,775	1,064	2,839	60.9	36.5	97.4
4	2,880	1,701	1,125	2,826	59.1	39.1	98.1
5	2,835	1,640	1,172	2,812	57.8	41.3	99.2
6	2,802	1,578	1,201	2,779	56.3	42.9	99.2
7	2,916	1,840	1,252	3,092	63.1	42.9	106.0
8	2,871	1,769	1,289	3,058	61.6	44.9	106.5
9	2,864	1,703	1,313	3,016	59.5	45.8	105.3
10	2,807	1,646	1,350	2,996	58.6	48.1	106.7
11	2,896	1,906	1,380	3,286	65.8	47.7	113.5
12	2,873	1,841	1,403	3,244	64.1	48.8	112.9
13	2,850	1,779	1,437	3,216	62.4	50.4	112.8
14	2,806	1,719	1,439	3,158	61.3	51.3	112.5
15	2,834	2,037	1,456	3,493	71.9	51.4	123.3
16	2,804	1,965	1,480	3,445	70.1	52.8	122.9
17	2,781	1,926	1,494	3,420	69.3	53.7	123.0
18	2,726	1,853	1,499	3,352	68.0	55.0	123.0
19	2,765	2,138	1,501	3,639	77.3	54.3	131.6

(注1) 「退職年金」には若年停止者及び在職停止者を含む。

(注2) 各項目の数値は事業報告書に基づく。

(注3) 成熟度の各項目は四捨五入しているため必ずしも計と一致しない。

2 市議会議員共済会

年度	会員数 (人)	年金受給者数 (人)			成熟度 (%)		
		退職年金	遺族年金	計	退職年金	遺族年金	計
昭50	21,219	11,518	2,916	14,434	54.3	13.7	68.0
51	21,099	11,389	3,286	14,675	54.0	15.6	69.6
52	20,980	11,210	3,577	14,787	53.4	17.0	70.5
53	20,898	11,085	3,887	14,972	53.0	18.6	71.6
54	21,265	12,877	4,289	17,166	60.6	20.2	80.7
55	21,142	12,503	4,605	17,108	59.1	21.8	80.9
56	21,079	12,228	4,925	17,153	58.0	23.4	81.4
57	20,962	12,064	5,223	17,287	57.6	24.9	82.5
58	21,034	13,904	5,604	19,508	66.1	26.6	92.7
59	20,907	13,553	5,903	19,456	64.8	28.2	93.1
60	20,725	13,267	6,257	19,524	64.0	30.2	94.2
61	20,535	13,147	6,631	19,778	64.0	32.3	96.3
62	20,506	15,087	7,018	22,105	73.6	34.2	107.8
63	20,378	14,708	7,340	22,048	72.2	36.0	108.2
平元	20,214	14,293	7,675	21,968	70.7	38.0	108.7
2	19,996	14,098	7,986	22,084	70.5	39.9	110.4
3	20,335	15,920	8,330	24,250	78.3	41.0	119.3
4	20,248	15,481	8,710	24,191	76.5	43.0	119.5
5	20,067	15,111	9,009	24,120	75.3	44.9	120.2
6	19,892	14,826	9,331	24,157	74.5	46.9	121.4
7	20,045	16,516	9,639	26,155	82.4	48.1	130.5
8	20,037	16,068	9,895	25,963	80.2	49.4	129.6
9	19,884	15,711	10,131	25,842	79.0	51.0	130.0
10	19,613	15,446	10,336	25,782	78.8	52.7	131.5
11	19,484	17,343	10,602	27,945	89.0	54.4	143.4
12	19,342	16,903	10,767	27,670	87.4	55.7	143.1
13	19,271	16,485	11,026	27,511	85.5	57.2	142.8
14	19,096	16,207	11,169	27,376	84.9	58.5	143.4
15	19,315	18,545	11,662	30,207	96.0	60.4	156.4
16	23,602	23,308	14,582	37,890	98.8	61.8	160.5
17	26,640	35,387	20,983	56,370	132.8	78.8	211.6
18	24,170	38,530	22,871	61,401	159.4	94.6	254.0
19	22,142	40,082	23,267	63,349	181.0	105.1	286.1

(注1) 「退職年金」には若年停止者及び在職停止者を含む。

(注2) 各項目の数値は事業報告書に基づく。

(注3) 成熟度の各項目は四捨五入しているため必ずしも計と一致しない。

3 町村議会議員共済会

年度	会員数 (人)	年金受給者数 (人)			成熟度 (%)		
		退職年金	遺族年金	計	退職年金	遺族年金	計
昭50	48,156	22,575	5,097	27,672	46.9	10.6	57.5
51	47,904	22,465	5,723	28,188	46.9	11.9	58.8
52	47,529	23,837	6,233	30,070	50.2	13.1	63.3
53	47,201	23,586	6,873	30,459	50.0	14.6	64.5
54	47,392	27,210	7,491	34,701	57.4	15.8	73.2
55	47,167	27,213	8,125	35,338	57.7	17.2	74.9
56	46,811	27,061	8,724	35,785	57.8	18.6	76.4
57	46,398	26,704	9,390	36,094	57.6	20.2	77.8
58	46,116	30,010	10,087	40,097	65.1	21.9	86.9
59	45,654	29,936	10,751	40,687	65.6	23.5	89.1
60	45,188	29,812	11,392	41,204	66.0	25.2	91.2
61	42,690	29,395	12,021	41,416	68.9	28.2	97.0
62	43,786	32,992	12,608	45,600	75.3	28.8	104.1
63	43,382	32,675	13,196	45,871	75.3	30.4	105.7
平元	43,051	32,231	13,916	46,147	74.9	32.3	107.2
2	42,516	31,776	14,428	46,204	74.7	33.9	108.7
3	42,469	34,963	14,988	49,951	82.3	35.3	117.6
4	42,135	34,299	15,626	49,925	81.4	37.1	118.5
5	41,861	33,697	16,280	49,977	80.5	38.9	119.4
6	41,466	33,030	16,846	49,876	79.7	40.6	120.3
7	41,592	36,343	17,460	53,803	87.4	42.0	129.4
8	41,230	35,701	18,062	53,763	86.6	43.8	130.4
9	40,872	35,145	18,538	53,683	86.0	45.4	131.3
10	40,391	34,324	19,126	53,450	85.0	47.4	132.3
11	39,981	37,360	19,679	57,039	93.4	49.2	142.7
12	39,594	36,627	20,180	56,807	92.5	51.0	143.5
13	39,119	35,859	20,638	56,497	91.7	52.8	144.4
14	38,444	34,704	21,070	55,774	90.3	54.8	145.1
15	36,416	35,850	20,829	56,679	98.4	57.2	155.6
16	27,690	32,881	19,756	52,637	118.7	71.3	190.1
17	16,287	22,287	13,804	36,091	136.8	84.8	221.6
18	15,541	18,498	11,455	29,953	119.0	73.7	192.7
19	13,677	19,481	11,527	31,008	142.4	84.3	226.7

(注1) 「退職年金」には若年停止者及び在職停止者を含む。

(注2) 各項目の数値は事業報告書に基づく。

(注3) 成熟度の各項目は四捨五入しているため必ずしも計と一致しない。

資料4 議員数の推移

1 都道府県議会議員共済会

(単位:団体、人)

年度	団体数	法定数／ 法定上限数	条例定数	議員数	対前年度増減数			
					団体数	法定数	条例定数	議員数
昭50	47	2,863	2,840	2,822				
51	47	2,865	2,842	2,795		2	2	△ 27
52	47	2,868	2,843	2,772		3	1	△ 23
53	47	2,868	2,843	2,741				△ 31
54	47	2,957	2,882	2,855		89	39	114
55	47	2,957	2,882	2,830				△ 25
56	47	2,957	2,883	2,816			1	△ 14
57	47	2,957	2,883	2,780				△ 36
58	47	3,022	2,898	2,877		65	15	97
59	47	3,022	2,899	2,864			1	△ 13
60	47	3,022	2,899	2,845				△ 19
61	47	3,061	2,910	2,798		39	11	△ 47
62	47	3,061	2,910	2,889				91
63	47	3,062	2,910	2,852		1		△ 37
平元	47	3,062	2,911	2,807			1	△ 45
2	47	3,062	2,911	2,792				△ 15
3	47	3,082	2,934	2,916		20	23	124
4	47	3,085	2,935	2,880		3	1	△ 36
5	47	3,084	2,935	2,835		△ 1		△ 45
6	47	3,085	2,935	2,802		1		△ 33
7	47	3,087	2,941	2,916		2	6	114
8	47	3,087	2,941	2,871				△ 45
9	47	3,086	2,940	2,864		△ 1	△ 1	△ 7
10	47	3,086	2,940	2,807				△ 57
11	47	3,101	2,910	2,896		15	△ 30	89
12	47	3,101	2,910	2,873				△ 23
13	47	3,101	2,910	2,850				△ 23
14	47	3,101	2,910	2,806				△ 44
15	47	3,106	2,874	2,834		5	△ 36	28
16	47	3,107	2,874	2,804		1		△ 30
17	47	3,108	2,874	2,781		1		△ 23
18	47	3,105	2,874	2,726		△ 3		△ 55
19	47	3,101	2,784	2,765		△ 4	△ 90	39

(注1) 「団体数」「法定数」及び「条例定数」は各年度の7月1日現在。

(注2) 「議員数」は各年度末現在。

2 市議会議員共済会

(単位:団体、人)

年度	団体数	法定数／ 法定上限数	条例定数	議員数	対前年度増減数			
					団体数	法定数	条例定数	議員数
昭50	666		21,480	21,219				
51	667		21,403	21,099	1		△ 77	△ 120
52	668		21,416	20,980	1		13	△ 119
53	669		21,445	20,898	1		29	△ 82
54	669		21,449	21,265			4	367
55	669		21,430	21,142			△ 19	△ 123
56	672		21,505	21,079	3		75	△ 63
57	674	24,276	21,543	20,962	2		38	△ 117
58	674	24,554	21,523	21,034		278	△ 20	72
59	674	24,532	21,215	20,907		△ 22	△ 308	△ 127
60	674	24,554	21,199	20,725		22	△ 16	△ 182
61	676	24,554	21,141	20,535	2		△ 58	△ 190
62	678	24,868	21,103	20,506	2	314	△ 38	△ 29
63	678	24,868	20,646	20,378			△ 457	△ 128
平元	678	24,862	20,598	20,214		△ 6	△ 48	△ 164
2	678	24,958	20,556	19,996		96	△ 42	△ 218
3	684	25,170	20,565	20,335	6	212	9	339
4	686	25,242	20,495	20,248	2	72	△ 70	△ 87
5	686	25,242	20,501	20,067			6	△ 181
6	686	25,240	20,477	19,892		△ 2	△ 24	△ 175
7	687	25,339	20,446	20,045	1	99	△ 31	153
8	691	25,474	20,262	20,037	4	135	△ 184	△ 8
9	693	25,448	20,322	19,884	2	△ 26	60	△ 153
10	693	25,532	20,266	19,613		84	△ 56	△ 271
11	694	25,580	20,226	19,484	1	48	△ 40	△ 129
12	693	25,574	19,636	19,342	△ 1	△ 6	△ 590	△ 142
13	695	25,610	19,616	19,271	2	36	△ 20	△ 71
14	698	25,739	19,713	19,096	3	129	97	△ 175
15	712	22,740	19,857	19,315	14	△ 2,999	144	219
16	755	23,692	20,272	23,602	43	952	415	4,287
17	800	25,162	24,448	26,640	45	1,470	4,176	3,038
18	805	25,990	26,800	24,170	5	828	2,352	△ 2,470
19	806	26,079	24,447	22,142	1	89	△ 2,353	△ 2,028

(注1) 「団体数」及び「議員数」は各年度末現在。

(注2) 「法定数」は平成9年度までは各年度末現在、平成10年度以降は12月末日現在。

(注3) 「条例定数」は各年度4月1日現在。

3 町村議会議員共済会

(単位:団体、人)

年度	団体数	法定数／ 法定上限数	条例定数	議員数	対前年度増減数			
					団体数	法定数	条例定数	議員数
昭50	2,608	59,523	48,656	48,156				
51	2,608	59,220	48,603	47,904		△ 303	△ 53	△ 252
52	2,608	59,284	48,452	47,529		64	△ 151	△ 375
53	2,608	59,244	48,432	47,201		△ 40	△ 20	△ 328
54	2,608	59,187	47,967	47,392		△ 57	△ 465	191
55	2,609	59,228	47,823	47,167	1	41	△ 144	△ 225
56	2,609	59,106	47,602	46,811		△ 122	△ 221	△ 356
57	2,606	59,076	47,495	46,398	△ 3	△ 30	△ 107	△ 413
58	2,604	59,060	46,774	46,116	△ 2	△ 16	△ 721	△ 282
59	2,604	59,064	46,371	45,654		4	△ 403	△ 462
60	2,602	59,012	46,125	45,188	△ 2	△ 52	△ 246	△ 466
61	2,602	58,932	46,192	42,690		△ 80	67	△ 2,498
62	2,600	58,916	44,651	43,786	△ 2	△ 16	△ 1,541	1,096
63	2,591	58,648	44,036	43,382	△ 9	△ 268	△ 615	△ 404
平元	2,590	58,624	43,858	43,051	△ 1	△ 24	△ 178	△ 331
2	2,590	58,650	43,750	42,516		26	△ 108	△ 535
3	2,586	58,160	43,136	42,469	△ 4	△ 490	△ 614	△ 47
4	2,576	57,870	42,793	42,135	△ 10	△ 290	△ 343	△ 334
5	2,573	57,702	42,697	41,861	△ 3	△ 168	△ 96	△ 274
6	2,572	57,718	42,632	41,466	△ 1	16	△ 65	△ 395
7	2,571	57,696	42,204	41,592	△ 1	△ 22	△ 428	126
8	2,568	57,220	41,927	41,230	△ 3	△ 476	△ 277	△ 362
9	2,563	57,146	41,746	40,872	△ 5	△ 74	△ 181	△ 358
10	2,562	57,112	41,618	40,391	△ 1	△ 34	△ 128	△ 481
11	2,558	57,002	40,677	39,981	△ 4	△ 110	△ 941	△ 410
12	2,557	56,970	40,277	39,594	△ 1	△ 32	△ 400	△ 387
13	2,551	56,840	40,011	39,119	△ 6	△ 130	△ 266	△ 475
14	2,537	56,176	39,666	38,444	△ 14	△ 664	△ 345	△ 675
15	2,508	51,332	38,141	36,416	△ 29	△ 4,844	△ 1,525	△ 2,028
16	2,404	47,422	36,072	27,690	△ 104	△ 3,910	△ 2,069	△ 8,726
17	1,614	31,996	24,657	16,287	△ 790	△ 15,426	△ 11,415	△ 11,403
18	1,041	20,724	16,608	15,541	△ 573	△ 11,272	△ 8,049	△ 746
19	1,022	20,326	14,375	13,677	△ 19	△ 398	△ 2,233	△ 1,864

(注1) 「団体数」「法定数」及び「条例定数」は各年度の7月1日現在。

(注2) 「議員数」は各年度末現在。

資料5 平均運用利回り

(単位:%)

年度	都道府県議会議員共済会	市議会議員共済会	町村議会議員共済会
昭54	6.70	7.14	6.27
55	8.10	8.72	7.91
56	7.90	7.94	7.34
57	7.80	8.19	7.52
58	7.70	7.68	7.61
59	7.50	7.17	7.40
60	6.98	7.16	7.16
61	6.57	6.53	6.54
62	5.99	5.73	5.74
63	5.53	5.76	5.35
平元	5.68	5.71	5.40
2	6.91	7.12	6.10
3	6.54	6.80	6.20
4	5.36	5.49	5.21
5	4.30	4.64	4.52
6	3.53	3.83	3.95
7	2.89	3.37	3.39
8	2.67	3.02	2.80
9	2.90	3.20	2.07
10	3.05	3.28	1.80
11	2.89	2.96	1.70
12	3.02	3.02	1.32
13	3.42	2.77	1.10
14	2.85	2.25	1.02
15	2.72	2.00	0.96
16	2.75	1.91	0.85
17	2.77	1.72	1.37
18	2.99	1.47	1.62
19	2.98	1.58	0.39

資料6

収支の推移

(市議会議員共済会＋町村議会議員共済会)

(単位:百万円、%)

年度	収 入					支 出				収支差額	年度末 積立金 (B)	積立金 比 率 (B/A)
	掛金	負担金	運用収入等	運用収入 等割合	計	退職年金	遺族年金	一時金	計 (A)			
10	24,957	20,202	5,258	10.4	50,417	39,830	10,030	1,906	51,766	△ 1,349	191,303	3.72
11	25,836	20,101	4,445	8.8	50,382	45,712	10,602	7,097	63,410	△ 13,028	178,275	3.02
12	25,657	19,973	4,284	8.6	49,914	47,088	11,106	1,585	59,779	△ 9,865	168,410	2.98
13	25,780	20,093	3,679	7.4	49,553	46,610	11,581	1,929	60,120	△ 10,567	157,842	2.80
14	25,525	19,904	2,896	6.0	48,325	46,070	12,065	2,298	60,433	△ 12,108	145,734	2.61
15	30,509	22,050	2,415	4.4	54,974	50,365	12,492	6,685	69,543	△ 14,568	131,166	2.10
16	29,580	21,382	2,096	4.0	53,058	51,210	12,942	2,691	66,844	△ 13,785	117,381	1.96
17	28,334	19,471	1,775	3.6	49,580	52,395	13,417	5,375	71,186	△ 21,607	95,774	1.65
18	25,874	17,835	1,217	2.7	44,925	53,265	13,854	4,165	71,284	△ 26,359	69,415	1.34
19	27,260	24,288	878	1.7	52,426	51,002	14,214	5,608	70,823	△ 18,398	51,018	0.98

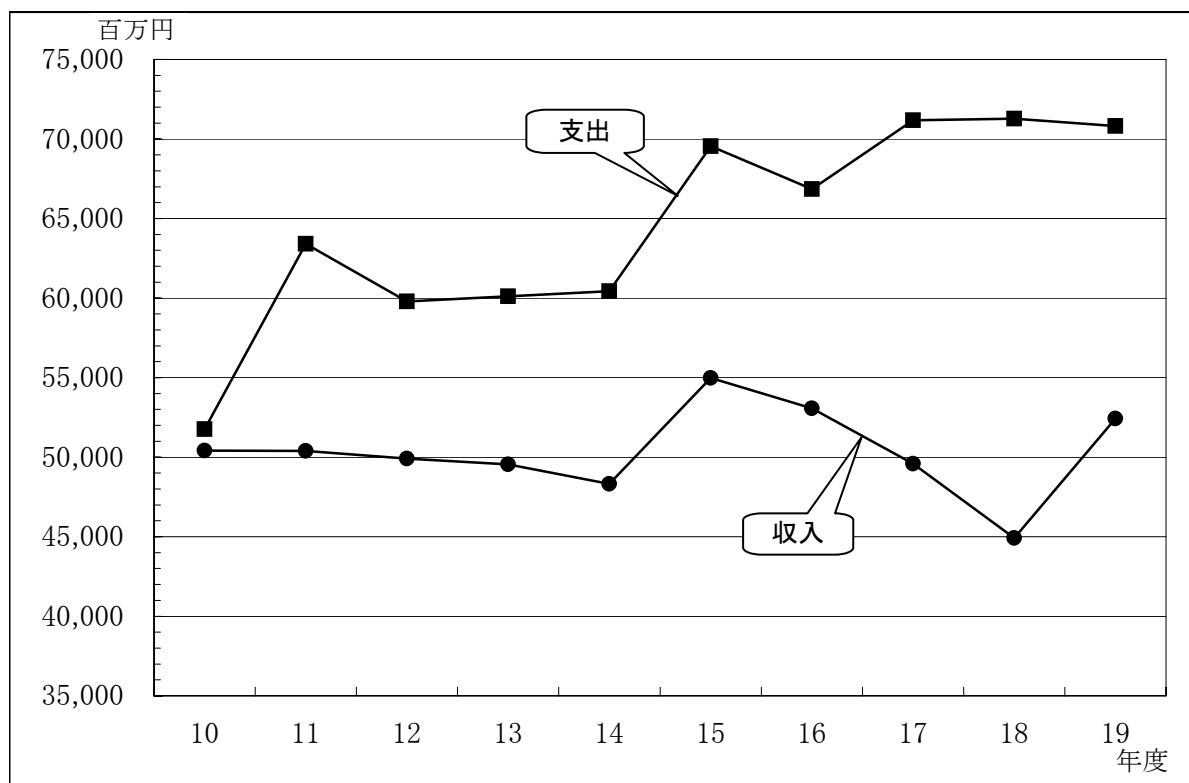
(注1) 収入・支出ともに移換金、財政調整拠出金を含まない。

(注2) 各項目の決算数値であり計に一致しない場合がある。

(注3) 「運用収入割合」は「収入」に占める「運用収入等」の割合を示す。

(注4) 「積立金比率」は「前年度末積立金」を「当該年度の支出」で除した割合を示す。

(注5) 網掛けの年度は、統一地方選挙が行われた年度を示す。



資料7

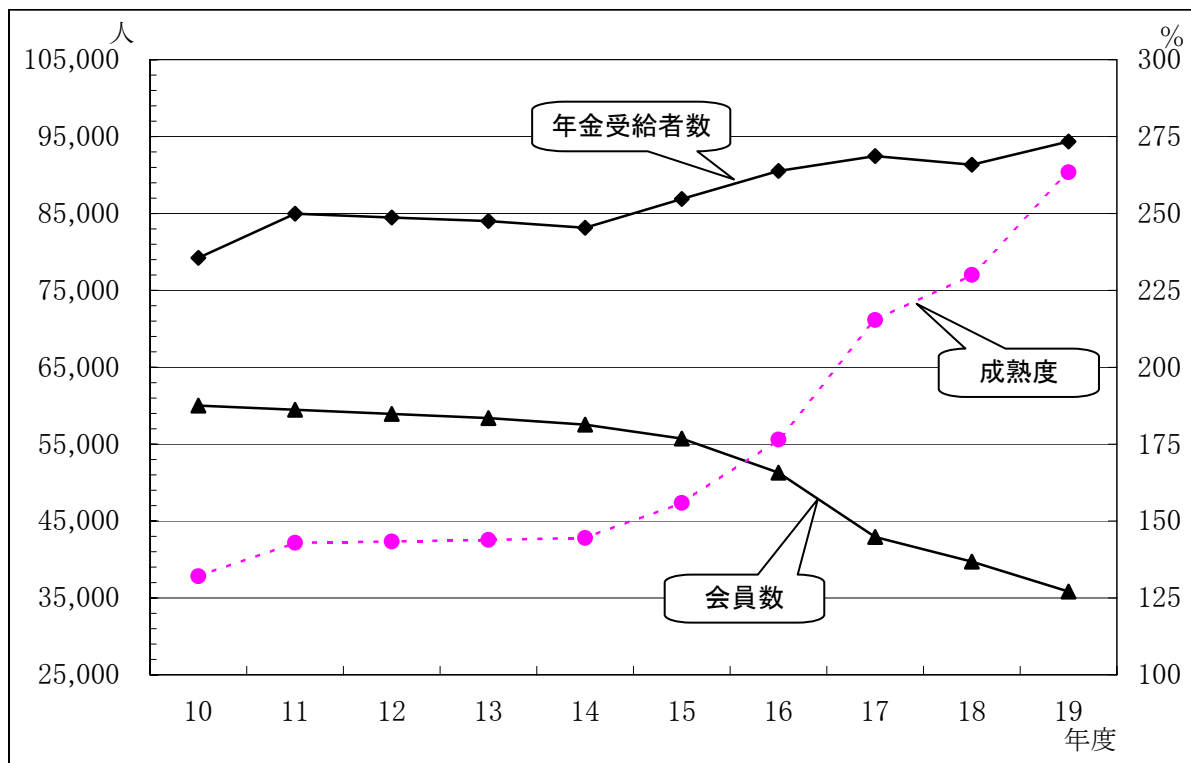
会員数及び年金受給者数の推移
(市議会議員共済会＋町村議会議員共済会)

年度	会員数 (人)	年金受給者数 (人)			成熟度 (%)		
		退職年金	遺族年金	計	退職年金	遺族年金	計
10	60,004	49,770	29,462	79,232	82.9	49.1	132.0
11	59,465	54,703	30,281	84,984	92.0	50.9	142.9
12	58,936	53,530	30,947	84,477	90.8	52.5	143.3
13	58,390	52,344	31,664	84,008	89.6	54.2	143.9
14	57,540	50,911	32,239	83,150	88.5	56.0	144.5
15	55,731	54,395	32,491	86,886	97.6	58.3	155.9
16	51,292	56,189	34,338	90,527	109.5	66.9	176.5
17	42,927	57,674	34,787	92,461	134.4	81.0	215.4
18	39,711	57,028	34,326	91,354	143.6	86.4	230.0
19	35,819	59,563	34,794	94,357	166.3	97.1	263.4

(注1) 会員数及び年金受給者数は、各年度末現在の人数。

(注2) 退職年金の受給者数は、若年停止及び在職停止の者を含む。

(注3) 網掛けの年度は、統一地方選挙が行われた年度を示す。



資料 8

現行制度における収支概算表（一定の仮定の下に機械的に行った粗い試算）

〔都道府県議会議員共済会〕

年 度		平 均 会員数	平 均 報酬月額	報酬総額 (年額)	収 入					支 出					差引差額	年度末 積立金 (B)	(B) / (A)
平成	西暦				掛 金	特別掛金	負担金	利 息	計	年 金	退職年金	遺族年金	一時金	計 (A)			
		人	円	百万円					百万円					百万円	百万円	百万円	
19	2007															10,598	
20	2008	2,741	620,000	20,393	2,651	228	2,039	274	5,192	5,375	3,778	1,597	95	5,470	-278	10,320	1.94
21	2009	2,700	620,000	20,088	2,611	225	2,009	252	5,097	5,327	3,758	1,569	197	5,524	-427	9,893	1.87
22	2010	2,654	620,000	19,746	2,567	221	1,975	233	4,996	5,275	3,697	1,578	210	5,485	-489	9,404	1.80
23	2011	2,681	620,000	19,947	2,593	223	1,995	221	5,032	5,522	3,935	1,587	827	6,349	-1,317	8,087	1.48
24	2012	2,713	620,000	20,185	2,624	226	2,019	192	5,061	5,510	3,914	1,596	149	5,659	-598	7,489	1.43
25	2013	2,672	620,000	19,880	2,584	222	1,988	177	4,971	5,425	3,823	1,602	198	5,623	-652	6,837	1.33
26	2014	2,627	620,000	19,545	2,541	219	1,955	161	4,876	5,341	3,738	1,603	206	5,547	-671	6,166	1.23
27	2015	2,668	620,000	19,850	2,581	222	1,985	136	4,924	5,510	3,907	1,603	755	6,265	-1,341	4,825	0.98
28	2016	2,713	620,000	20,185	2,624	226	2,019	111	4,980	5,463	3,862	1,601	144	5,607	-627	4,198	0.86
29	2017	2,672	620,000	19,880	2,584	222	1,988	95	4,889	5,368	3,772	1,596	190	5,558	-669	3,529	0.76
30	2018	2,627	620,000	19,545	2,541	219	1,955	79	4,794	5,260	3,672	1,588	201	5,461	-667	2,862	0.65
31	2019	2,668	620,000	19,850	2,581	222	1,985	56	4,844	5,392	3,816	1,576	645	6,037	-1,193	1,669	0.47
32	2020	2,713	620,000	20,185	2,624	226	2,019	34	4,903	5,326	3,763	1,563	140	5,466	-563	1,106	0.31
33	2021	2,672	620,000	19,880	2,584	222	1,988	20	4,814	5,209	3,661	1,548	189	5,398	-584	522	0.20
34	2022	2,627	620,000	19,545	2,541	219	1,955	6	4,721	5,080	3,551	1,529	190	5,270	-549	-27	0.10
35	2023	2,668	620,000	19,850	2,581	222	1,985	0	4,788	5,183	3,676	1,507	654	5,837	-1,049	-1,076	0.00
36	2024	2,713	620,000	20,185	2,624	226	2,019	0	4,869	5,092	3,610	1,482	142	5,234	-365	-1,441	-0.21
37	2025	2,672	620,000	19,880	2,584	222	1,988	0	4,794	4,962	3,506	1,456	191	5,153	-359	-1,800	-0.28
38	2026	2,627	620,000	19,545	2,541	219	1,955	0	4,715	4,818	3,390	1,428	190	5,008	-293	-2,093	-0.36
39	2027	2,668	620,000	19,850	2,581	222	1,985	0	4,788	4,908	3,508	1,400	650	5,558	-770	-2,863	-0.38
40	2028	2,713	620,000	20,185	2,624	226	2,019	0	4,869	4,818	3,443	1,375	142	4,960	-91	-2,954	-0.58

- (注) 1 平成19年度までは、決算数値及び実績値による。
2 会員数は、平成20～23年度は3共済会の見通しであり、24年度以降は共済会が見込んだ辞職率により変動し、4年ごとに定数に戻るものとした。
3 報酬額の改定率は、平成20年度以降0.0%とし、上限値の改定は見込まないものとした。

現行制度における収支概算表（一定の仮定の下に機械的に行った粗い試算）

[市議会議員共済会＋町村議会議員共済会]

年 度		平 均 会 員 数	平 均 報 酬 月 額	報 酬 総 額 (年 額)	収 入					支 出					差 引 差 額	年 度 末 積 立 金 (B)	(B) / (A)
平 成	西 暦				掛 金	特 別 掛 金	負 担 金	利 息	計	年 金	退 職 年 金	遺 族 年 金	一 時 金	計 (A)			
		人	円	百万円					百万円					百万円	百万円	百万円	
19	2007															51,019	
20	2008	35,409	352,392	149,734	23,957	4,234	24,706	410	53,307	65,447	50,285	15,162	1,197	66,644	-13,337	37,682	0.77
21	2009	34,569	352,968	146,421	23,427	4,142	24,160	205	51,934	64,525	49,476	15,049	1,502	66,027	-14,093	23,589	0.57
22	2010	33,923	353,144	143,757	23,001	4,069	23,720	136	50,926	63,794	48,417	15,377	1,630	65,424	-14,498	9,091	0.36
23	2011	33,514	352,474	141,754	22,680	4,012	23,390	60	50,142	64,732	49,040	15,692	3,263	67,995	-17,853	-8,762	0.13
24	2012	33,161	352,221	140,160	22,426	3,968	23,126	0	49,520	64,280	48,293	15,987	1,275	65,555	-16,035	-24,797	-0.13
25	2013	32,841	352,388	138,873	22,220	3,931	22,914	0	49,065	63,103	46,861	16,242	1,560	64,663	-15,598	-40,395	-0.38
26	2014	32,523	352,557	137,594	22,015	3,895	22,703	0	48,613	61,959	45,503	16,456	1,397	63,356	-14,743	-55,138	-0.64
27	2015	32,208	352,723	136,326	21,812	3,860	22,494	0	48,166	62,270	45,639	16,631	2,596	64,866	-16,700	-71,838	-0.85
28	2016	31,896	352,892	135,070	21,611	3,824	22,287	0	47,722	61,377	44,610	16,767	1,106	62,483	-14,761	-86,599	-1.15
29	2017	31,588	353,061	133,830	21,413	3,790	21,480	0	46,683	60,018	43,165	16,853	1,571	61,589	-14,906	-101,505	-1.41
30	2018	31,282	353,225	132,595	21,215	3,755	20,089	0	45,059	58,512	41,631	16,881	1,193	59,705	-14,646	-116,151	-1.70
31	2019	30,980	353,388	131,376	21,020	3,720	18,721	0	43,461	58,286	41,436	16,850	2,687	60,973	-17,512	-133,663	-1.90
32	2020	30,681	353,555	130,169	20,827	3,686	17,377	0	41,890	57,001	40,235	16,766	1,258	58,259	-16,369	-150,032	-2.29
33	2021	30,384	353,723	128,971	20,636	3,653	16,057	0	40,346	55,452	38,827	16,625	1,276	56,728	-16,382	-166,414	-2.64
34	2022	30,090	353,887	127,782	20,445	3,619	15,334	0	39,398	53,738	37,315	16,423	1,297	55,035	-15,637	-182,051	-3.02
35	2023	29,800	354,051	126,609	20,257	3,586	15,193	0	39,036	53,182	37,010	16,172	2,572	55,754	-16,718	-198,769	-3.27
36	2024	29,513	354,219	125,449	20,072	3,554	15,054	0	38,680	51,727	35,843	15,884	1,201	52,928	-14,248	-213,017	-3.76
37	2025	29,227	354,385	124,291	19,887	3,522	14,914	0	38,323	50,069	34,516	15,553	1,283	51,352	-13,029	-226,046	-4.15
38	2026	28,945	354,549	123,149	19,704	3,488	14,778	0	37,970	48,302	33,125	15,177	1,265	49,567	-11,597	-237,643	-4.56
39	2027	28,667	354,713	122,022	19,523	3,457	14,643	0	37,623	47,643	32,872	14,771	2,423	50,066	-12,443	-250,086	-4.75
40	2028	28,390	354,875	120,899	19,344	3,426	14,508	0	37,278	46,218	31,875	14,343	1,155	47,373	-10,095	-260,181	-5.28

- (注) 1 平成19年度までは、決算数値及び実績値による。
2 会員数は、平成20～23年度は3共済会の見通しであり、24年度以降は市は毎年△0.85%、町村は毎年△1.17%減少するものとした。
3 報酬額の改定率は、平成20～23年度は3共済会の見通しであり、24年度以降0.0%とし、上限値の改定は見込まないものとした。

資料9

市町村合併・行革に伴う地方公共団体の財政負担軽減額（参考試算）

	年度末団体数	年度末会員数 (市共済会＋町村共済会)	議員報酬手当
平成10年度	3,255 市町村	60,004 人	3,298 億円
	↓	↓	↓
平成18年度	1,827 市町村	39,711 人	2,425 億円
	↓	↓ ▲3,892人	↓
平成19年度	1,816 市町村	35,819 人	2,187 億円
平成10年度と 19年度の差	▲ 1,439 市町村	▲ 24,185 人	▲ 1,111 億円

- (注1) 「平成の大合併」が始まる前の平成10年度と直近の19年度の状況を比較。
- (注2) 団体数の市には、東京23特別区を含む。
- (注3) 平成10年度と18年度の議員報酬手当は、総務省の「地方財政統計年報」に基づく。
- (注4) 19年度の議員報酬手当は、18年度の会員一人当たり議員報酬手当6,106,620円を19年度の会員減少数3,892人に乗じて算出した約238億円を18年度議員報酬手当から減じた。

市町村が負担している議員報酬・期末手当等が合併・行革により約1,111億円減少した。

議員年金制度を廃止した場合の財政負担額の試算

シミュレーションによれば、議員年金制度を廃止した場合に必要な財政負担額は、平成22年度末価格で

- 全員が一時金給付を選択した場合 約1兆1,275億円
- 年金受給権者が年金給付を選択し、その他の者が一時金給付を選択した場合 約1兆3,438億円 となる。

平成22年度末から59年間でほぼ給付額がゼロとなる。

(内訳)	(一時金)	(年金・一時金)
都道府県議会議員共済会	767億円	925億円
市議会議員共済会	8,092億円	9,683億円
町村議会議員共済会	2,416億円	2,830億円

(試算の前提条件)

- ① 平成22年度末をもって制度を廃止する。
- ② 現役の会員については、現行制度に基づいて廃止時点における在職期間に応じた給付金額を確定し、議員退職後、在職期間が12年以上の者には年金を支給年齢に達したときから死亡するまで支給し、12年未満の者には退職時に一時金を支給する。
- ③ 年金受給権を有する者が一時金の受給を選択した場合は、在職期間が8年を超え12年に満たない者と同様の割合で一時金を支給する。
また、在職期間が3年未満の者に対する一時金は、在職期間が3年以上4年以下の者と同様の割合で支給する。
- ④ 制度廃止時点において既に年金受給者である既裁定者については、廃止時点の年金額を死亡するまで支給する。なお、退職年金から転給した遺族年金を含める。
- ⑤ 計算基礎データ、報酬改定率、計算基礎率等の前提条件は「現行制度における収支概算表」と同様とし、収支概算表で用いた運用利回りで割り引く。